

春日部市 男女共同参画推進条例

男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、
その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざして



市民一人ひとりの価値観や生活様式に照らし合わせ、豊かに生活でき、

男女が社会の対等な構成員として自らの意思と責任により、
あらゆる分野へ共同参画する社会を築きましょう。



春日部市

平成19年4月1日施行

基本理念

男女共同参画を推進していくための6つの基本的な考え

● 男女の人権の尊重

性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女の人権尊重及び個人自らの能力を発揮できる社会を目指します。



● 政策・決定の場への男女共同参画

政策・決定の場など、あらゆる分野での男女共同参画を推進するため、積極的に格差をなくします。



● 配偶者等からの暴力、児童への暴力、性的いやがらせの禁止

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、児童への暴力を防止し、被害にあった人を支援します。



● 家庭や地域での活動支援

男女が家庭や地域、その他の活動との両立支援ができるよう支援します。

● 男女の健康と権利の尊重

男女の健康と権利を尊重します。



● 国際支援の配慮

国際社会を視野に入れ、支援を必要としている外国人へ配慮します。



わたしたちの

責 務

それぞれの立場で果たすべき役割

市 民

市民のみなさんは

●社会のあらゆる分野に積極的に参画しましょう。

・地域活動や団体・サークル活動に積極的に参画できるよう協力しましょう。

●市が実施する男女共同参画推進施策に協力しましょう。

・市の施策に協力し、自らあらゆる分野に参画しましょう。



事業者

事業者のみなさんは

●事業活動を行うに当たり、男女共同参画を推進する職場環境を整備しましょう。

・男女同一賃金の原則について、男性と差別的な取り扱いをしてはいけません。

・配置、昇進について、女性であることを理由に男性と差別的取り扱いをしてはいけません。

・定年、退職及び解雇について、女性労働者の婚姻、妊娠出産を理由としてはいけません。等々

●市が実施する男女共同参画推進施策に協力しましょう。



市

市は

●男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していきます。

●男女共同参画推進施策の実施に当たり、市民、事業者、教育に携わる者、国及び県等と連携して取り組みます。

(配偶者等からの暴力の防止等) 市は配偶者等からの暴力防止に努め、配偶者等からの暴力を受けた人を支援します。

(広報物への留意等) 市は基本理念に留意して広報物を作成し、市民及び事業者のみなさんへの啓発を行います。

(教育及び学習) 市及び教育に携わる者は、男女の人権の尊重並びに平等に関する教育・学習の推進に努めます。

(基本計画) 市は男女共同参画を推進するための基本的な計画を策定し、公表します。

(推進体制) 市は男女共同参画を計画的に実施するための推進体制を整備します。

(年次報告) 市は毎年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表します。

(苦情等への対応) 市は男女共同参画推進施策に関し苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応します。

禁 止

性別による権利侵害の禁止

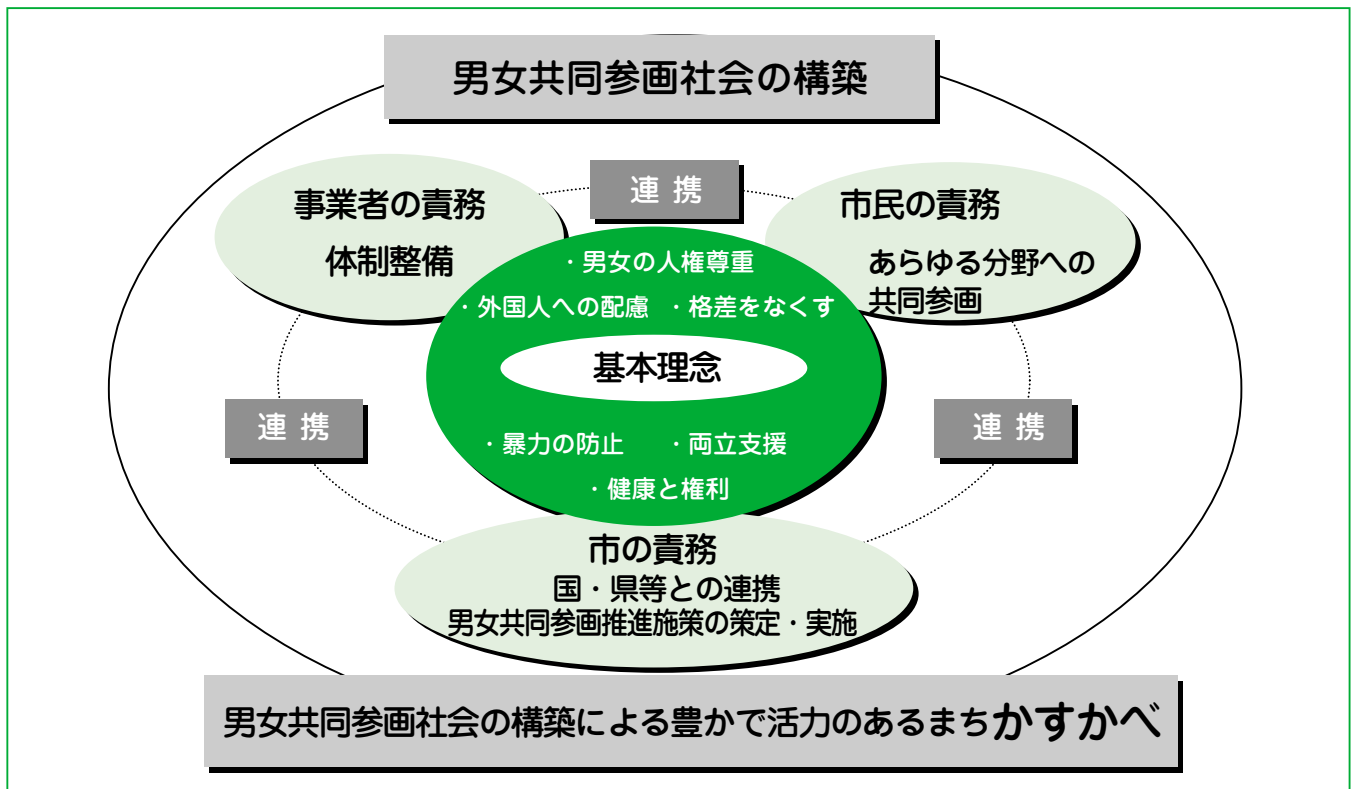
誰もがいかなる場合においても、『性別による差別的取り扱い・DV・セクハラ』を行ってはいけません。

対 応

性別による権利侵害への対応

市は人権が侵害された場合の相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

条例の仕組み



Keyword (キーワード)

男女共同参画に関する用語

- ▶ **男女共同参画社会**
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、かつ、共同して責任を担うことをいいます。
- ▶ **市民**
市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいいます。
- ▶ **事業者**
市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- ▶ **教育に携わるもの**
学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいいます。
- ▶ **配偶者等**
配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいいます。
- ▶ **ドメスティック・バイオレンス (DV)**
配偶者等から受ける身体的、精神的、性的な暴力をいいます。
- ▶ **セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)**
性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害することをいいます。

※条例の全文は、市のホームページでご覧いただけます。

平成19年4月1日発行

春日部市役所 市民部 市民参加推進課
春日部市男女共同参画推進センター (ハーモニー春日部)

〒344-0063 春日部市緑町3-3-17 TEL 048-731-3333 FAX 048-733-0071
e-mail harmony@city.kasukabe.lg.jp